

平成18年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（12名）

1番	佐藤克司	2番	前田俊雄
3番	万野勝徳	4番	大久保福義
5番	津留渉	6番	村山正美
7番	塚本良治	8番	柴田英明
9番	江頭大助	10番	武末哲治
11番	津口勝也	12番	後藤秀記

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（13名）

顧問 (春日市長)	井上澄和	顧問 (那珂川町長)	後藤良助
企業長	川原康義	事務局長	川添正治
総務課長	櫻井隆司	経理課長	松永明
企画課長	磯田慶二	営業課長	山崎巖
工務課長	築地陽	建設一課長	石橋博
建設二課長	古賀文彦	浄水課長	八尋正廣
那珂川出張所 所長	佐伯久典		

4. 出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	櫻井隆司	書記	平山幸生
------	------	----	------

5. 議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第7号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第1号 平成17年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第2号）

議案第2号 春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

議案第3号 平成18年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案

議案第4号 春日那珂川水道企業団情報公開審査会委員の選任について

議案第5号 春日那珂川水道企業団情報公開審査会委員の選任について

議案第6号 春日那珂川水道企業団情報公開審査会委員の選任について

議案第7号 春日那珂川水道企業団情報公開審査会委員の選任について

再開 13時00分

○佐藤議長 全員出席であります。ただいまより会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会に1名の方から質問通告があつております。早速、質問をお受けいたします。

6番村山議員。

○村山議員 6番村山正美です。集合住宅における水道の検針及び集金の問題について質問いたします。

特殊な例を除いて当企業団では、集合住宅の水道の検針及び集金は、オーナーまたは管理者の責任で行われています。オーナーまたは管理者は企業団の決めた料金に従って使用メーターを検針し、そして再三足を運んで集金し、親メーターの請求に基づく水道料金を支払っていただいております。そういう過程の中で、時には立てかえたり、不足分を手出ししたり、そういう事態があるようです。

ところが、昨年この水道料金の親メーターと子メーターとの誤差に伴って、集合住宅のオーナーに対して収入の申告漏れがあると税務署から追徴がなされているようです。日常的に苦勞なさっておられる方々が、こういう状況で大変憤っておられます。すべて直接の検針は、経営上からもまた集合住宅の構造上からも無理があるとは思いますが、検針や集金に支障がなく、オーナーが希望すれば企業団からの直接の検針、集金の道もつくるべきではないかと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○佐藤議長 山崎営業課長。

○山崎営業課長 ただいまの村山議員の御質問でございますが、現在当企業団の集合住宅における検針及び集金につきましては、企業団が対応いたしております親メーターを計量することにより、水道料金を賦課、徴収をいたしております。したがいまして、集合住宅内部の水道料金につきましては、ビルの所有者あるいは管理者の管理会社等が内部の子メーター、私設メーターを検針することにより徴収をされているのが事実でございます。集合住宅内部の収納方法につきましては、ビルの所有者、管理者等が入居者との間により、いろいろ取り決めをされているというふうにお聞きいたしております。当企業団としましては、集合住宅内部検針の実施の範囲、条件等々につきましては、これにつきましては福岡市、大野城市が一定の条件をつけまして実施をしているということも聞いておりますので、そのような例を聞きまして、関係各課と協議をいたして、今後検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤議長 村山議員。

○村山議員 ただいまのお答えで、福岡市、大野城市などの例も参考にしながら検討していくというお答えをいただきましたので、よろしくお願ひしたいところではありますが、もともと、このようないわゆる税務署から見れば申告漏れという事態が発生するその根源には、今の使っても使わなくても月当たり10立方メートルまでは使ったものというこの料金体系が、根本的にあることは明らかです。この見直しも求めているところですが、それでも、私詳しい技術的なことはわかりませんが、そのようにやったにしても、なおかつ矛盾は全部は解決するものではないということもお聞きしています。そういう点で、先ほど答弁にありましたように、他市の事例も参考にしながら対処をしていただきたいというふうに思いますし、また税法上の問題についても、営業課長の方で税務署とのお話しなどもなさって、どういう処理をすれば申告漏れとならないのかといった点についてもアドバイスがされているようでございますので、その点もかかる事態が起こったオーナーに対しては、こういう税務処理であれば税務署としてはとがめないというふうに言っているというような指導、そういったものも必要になっていこうかと思っておりますので、あわせてよろしくお願ひいたします。答弁は結構です。

○佐藤議長 これで一般質問を終了いたします。

日程第2、これより質疑に入ります。

議案第3号について、1名の方から質疑の通告がっております。

6番村山議員。

○村山議員 6番村山です。平成18年度予算で、五ヶ山ダム建設事業負担金7,386万7,000円と、五ヶ山ダム建設業務費、水源地域振興事業負担金1,518万9,000円が計上されております。日本は御存じのとおり人口の減少時代に入っております。今月21日の厚生労働省の人口動態統計速報によると、05年の出生児数は109万237人で、死亡数は109万4,598人、自然増加数はマイナス4,361人になっております。総務省も05年国勢調査の速報値で、外国人を含む総人口が前年比2万人の減少となると発表しております。もともと五ヶ山ダムなど現在計画されている県内の水源開発は、平成8年の第4次ウオータープランで目標年次を平成22年としたものです。この計画では、県内人口は2015年、平成27年までは増加するとし、平成22年までの人口最大は504万7,000人としています。次に、使用水量は当企業団の平成18年度予算では1人1日平均252リットルですが、県の計画では1人1日278リットルと、当企業団の18年度予算に比して10%以上高いものとなっております。県のウオータープランは、平成15年全県平均1人1日299リットルの実績に対し、実績最大を1人1日354リットル

ルとし、計画最大1人1日408リットルとして、現在事業計画が立てられています。しかも、実績平均では福岡地区は1人1日278リットルで、計画最大が359リットルとなっています。実績では福岡地区より1人1日4リットルも少ない筑後地区が計画最大では426リットルとなり、福岡地区よりも18.66%も上回る使用水量が予想されています。

また、御笠川、那珂川流域下水道への流入している水量は、平成16年実績で1人1日平均304リットルです。この304リットルには井戸水も含まれますし、また降雨時の道路冠水などによる不明水も含んだものですから、県のウォータープランがいかに過大なものであるかは明らかです。

当企業団の事業計画では、平成18年度の給水人口は15万4,836人ですが、予算では14万7,387人で、計画より7,445人少なくなっています。1人1日平均水量は計画では274リットルですが、予算では252リットルで22リットル少ないものになっています。県の計画から見ても、当企業団の計画から見ても、現在進められている五ヶ山ダムを含む水源開発は本当に必要なのか疑問を持たざるを得ません。ましてや福北導水が浮上している今、本当に必要な事業か見直しが求められるのではないかと考えます。

そこで、改めて五ヶ山ダムの必要性について、企業団のお考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。

○佐藤議長 磯田企画課長。

○磯田企画課長 ただいまの五ヶ山ダムの必要性についてという御質問にお答えさせていただきます。

五ヶ山ダムは、昭和53年の福岡都市圏を中心とした異常渇水に見舞われたことを契機に計画されたものでございます。事業の一つの目的といたしましては、異常渇水時などにおいて既存の水源からの取水量が不足した場合に、五ヶ山ダムから不足水量を補給することにより、渇水被害の軽減を図ることを目的としております。

さて、当企業団の給水区域でございますけども、今後も多少の人口増加も予想される地域でございます。そういったことから考えまして、水需要も微増ではあると思っておりますけども増加していくものと考えてはおります。しかしながら、新たな水源の確保につきましては、給水区域内はもとより、近郊におきましても新たな水源を確保することは困難な状況でございます。このような状況の中で、今年度から稼働いたしました海水淡水化施設などの影響によりまして、今日までの渇水時におきましては何とか大きな被害もなく対応ができております。

近年では、夏季、冬季を問わず渇水となることが顕著になってきておりますので、今後異常渇水時には、より水源不足の危機というのが生じてくることも考えられます。こう

いった場合に、渇水対策容量を持ちます五ヶ山ダムは、取水量が不足した場合に五ヶ山ダムから不足水量を補給することで、水道使用者への渇水被害を軽減することを可能といたします。

以上のような理由から、当企業団では給水の安定性を高めるための方策といたしまして、五ヶ山ダムは必要であるというふうに考えている所存でございます。

以上でございます。

○佐藤議長 6番村山議員。

○村山議員 ただいまの御説明では、現在の水の実際の使用の実績と、県のウオータープランとの異常な乖離の問題が解明されて理解できるというような御答弁ではございませんでしたけれども、この事業自体が当企業団の単独事業ではございませんし、県の事業でございますので、ここでこれ以上このことを論じても結論が出る問題ではないので、再質問は行いませんけれども、しっかりと本当に必要以上の投資にならない、そういう視点で今後の事業を十分見据えて行っていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長 これで議案第1号から議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第1号から議案第7号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤議長 なしと認めます。

これで議案第1号から議案第7号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号平成17年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算案（第2号）について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

次に、議案第2号春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号平成18年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算案について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号春日那珂川水道企業団情報公開審査会委員の選任について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第4号は原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第5号春日那珂川水道企業団情報公開審査会委員の選任について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第5号は原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第6号春日那珂川水道企業団情報公開審査会委員の選任について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第6号は原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第7号春日那珂川水道企業団情報公開審査会委員の選任について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第7号は原案どおり同意することに決しました。

以上で今次定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成18年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございます。

閉会 13時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年2月24日

春日那珂川水道企業団議会議長 佐藤克司

6番 村山正美

7番 塚本良治